

東海地域に暮らす困窮する難民のための

地域と連携したシェルター開拓事業

2023年10月

特定非営利活動法人 名古屋難民支援室

赤い羽根 ポスト・コロナ（新型コロナウイルス）社会に向けた福祉活動キャンペーン～新型コロナウイルス感染下において困窮する人々を支援する～＜外国にルーツがある人々への支援活動応援助成 第3回＞の助成をいただき、2022年8月から2023年9月まで約1年間、「東海地域に暮らす困窮する難民のための地域と連携したシェルター開拓事業」を実施しました。

本報告書では、大きく分けて①難民の住まいの課題、②それに対する弊団体の取り組み、および③2023年9月24日に開催した「難民の民間シェルター事例報告会」について報告させていただきます。

1 難民の住まいの課題

2022年に新たに難民申請を行った人の数は、全国で3,700人を超えました。弊団体には新規で18か国90人からの相談が寄せられました。難民申請者の多くは、短期滞在などのビザで来日し、その後難民申請をするという流れになります。弊団体に相談に来る難民の方の多くは、命の危険がある中で「たまたまビザが早く取れた国が日本だった」といった消極的な理由で来日するため、知り合いもおらず、どこに行けば良いかも分からないため、最初に何日かホテルに泊まるとお金がなくなり、ホームレスになるというパターンが少なくありません。海外の難民支援に多額の援助をしている日本は、日本に逃れてくる難民の方からも「人権意識が高い」という印象を持たれており、そこにすぎるような気持ちでやって来ますが、いざ来てみると、受け皿となる公的支援のなさに愕然とします。

難民申請者の公的支援としては、外務省の外郭団体である難民事業本部（以下、「RHQ」）が審査・支給を行う、困窮する難民申請者のための「保護費」と呼ばれる生活支援金があります。申請が通った難民申請者には、生活費・住居費・医療費の3つが支給されます。しかし、この保護費の申請から受給決定までに2～3か月かかるため、その間の支援がありません。また、保護費の支援策の一つである難民申請者用の緊急宿泊施設は関東のみにあり、東海地域には存在しないため、そもそも困窮する難民申請者に対する公的支援が希薄な日本にお

いて、地域間の格差も存在し、東海地域では、本地域唯一の難民支援 NPO である弊団体が果たす役割が大きくなっています。

2 難民の住まいの課題に対する弊団体の取り組み

弊団体では、大きく分けて難民の方の①法的支援と②生活支援の 2 つを行っています。難民の方の住まいの課題に対する住居関連支援は、このうち生活支援に含まれます。

名古屋難民支援室 (DAN) について



相談内容としては、

- ・ホームレスになってしまい、泊まる場所がない
- ・大家さんとトラブルになっているので、通訳をして欲しい
- ・アパートを借りたいので、探してもらえないか
- ・アパートの内見に行きたいので、同行してもらえないか
- ・RHQ の保護費の申請の仕方がよく分からない

など、多岐にわたります。住居に関する相談は、「留学生で寮に入っていたが、卒業して家を探す必要がある」「会社の寮に入っていたが、仕事を辞めたので家を探す必要がある」など、来日時に限らず支援ニーズがあります。

過去には弊団体独自のシェルターを 1 室持っていたこともありますが、資金面・運営面での課題が多くあり、現在は行っていません。他方で、お寺などと連携した民間シェルターの提供、賃貸会社への同行・交渉、保護費を提供している RHQ とのやりとりのサポート、住居トラブル時の大家さんや管理会社などとの通訳支援など、別の角度から難民の方の住居に関する支援を行っています。

本事業では、新たに個人宅の一室をホームステイの形で、難民の方のシェルターとして利用させていただき取り組みをはじめました。最初の事例となったのは、三重県にお住まいのフランス人ご家族（キャミさん）と、アフリカ出身の難民ジョンさん（仮名）です。

ある日、キャミさんから弊団体に一通のメールが届きました。

（中略） **Although we are far from Nagoya, we wanted to let you know that we can welcome refugees if you need.**（住まいは名古屋から遠いのですが、いつでも難民の方を自宅ですて受け入れることができるとお伝えしたく、連絡しました）（中略）

そこで、弊団体とキャミさんとで打合せを行い、どのような形で、自宅で難民を受け入れることができるか、話し合いを重ねました。

そのような折、アフリカ出身のジョンさんが弊団体に相談にやってきました。命の危険を感じ、周りの手を借りてたどり着いたのが日本でした。しかし、言葉も文化も分からず知り合もない中で最初の数日で所持金が底をつき、ホームレスになっていました。

DANのケースワークの流れ



弊団体に初めて相談に来た方は、上記の流れで、支援方針を検討します。ジョンさんについても、初日に3時間近く聴き取りを行い、難民になった背景を整理しました。その後、ジョンさんに必要な「法的支援」と「生活支援」を検討しました。

法的支援としては、聴き取りを経て、ジョンさんは難民であると判断したため、まずは難民申請が必要になります。弊団体が聴き取ったジョンさんの供述内容を分かりやすく整理し、入管に主張するための効果的な難民申請書の書き方をアドバイスしました。並行して、弊団体のほうで、出身国情報など、入管に提出する証拠資料の収集、精査、翻訳作業を行いました。

た。

生活支援としては、年齢も若く、知り合いもおらず、ホームレス状態にあるため脆弱性も高いことから、シェルターの提供が必要であると判断しました。そこで、キャミさんに連絡したところ、すぐに快諾してくださいました。

シェルターの提供を行う際、心がけていることが、大きく分けて2つあります。

1つは、シェルターの「出口」の見通しを立てるということです。難民申請者は、RHQの保護費の申請が通れば、保護費が支給され、そこから住居費用を捻出することができます。それがもらえると、自分で家を借りることができるので、それまでのスケジュール感ホストに伝え、どれくらい預かっていただく必要があるかを事前に説明したうえで、開始します。もう1つは、難民側にも入居から退去までのスケジュール感伝え、理解してもらうということです。保護費の申請作業はとても厳しく、途中であきらめてしまう申請者も少なくありません。そして、実際に保護費の受給が始まっても、初期費用や保証人の問題で、すぐに住居を借りることが難しい場合が多いです。そのため、日本の賃貸の方法や現状などを伝えながら、伴走することを大切にしており、「ホストにお願いして終わり」というわけではありません。

以上は、実務的な側面での話ですが、ジョンさんのキャミさんの家でのホームステイが始まったあとも、お2人の心理的な側面でのフォローも欠かせませんでした。定期的に連絡をしたり、オンラインでミーティングの機会を設けたり、何かあればすぐに相談できる関係性を構築できるよう努めました。

キャミさんには事前にジョンさんが難民となった理由を説明することはしませんでした。やりとりをする中で、想像力を働かせてジョンさんに接してくれる方だと分かり、安心してお願いすることができました。



自分の家のように思ってね、と伝えました。本人にそう実感してもらえるように、最初の1週間くらい、ごはんをたくさん作ってから仕事に行ったりしました。最初はあまり話してくれなかったもので、階段に「お腹すいたら食べてね」と手紙を残したり、「お腹すいてない？」と頻繁に声かけもしました。

友人との集まりにも積極的に連れて行って、私の友だちとサッカーをしたこともあります。生活するだけでなく、元気になってもらって、心の病気にならないように、できるだけ普通の暮らしをしてもらうように心がけました。

難民申請や、お金や、家族のことなど、心配ごとたくさんあったらうし、仕事もできなかったので、本当に色々なところと一緒にきました。

ジョンさんも最初は不安だったようですが、徐々に心の平穏を取り戻せたようです。

最初に着いたとき、嬉しいという気持ちもあったけど、キャミさんがどういう人か分からないし不安もありました。生活して人となりが見えてくる中で、安心して暮らせるようになっていきました。



そして、だんだんと2人は家族のようになっていきました。当時キャミさんは妊娠していたため、そのような時期に難民の方をお願いして良いのか悩んだときもありましたが、キャミさんはこのように振り返ります。



私は、ジョンを手伝うために受け入れたけど、ジョンも私のことを手伝ってくれました。妊娠中で動けないときに、一緒に買い物に行ってくれたり、荷物を持ってくれたり。夫は働いていたので助かりました。初めての子どもで分からないことも多かったけど、ジョンは子どもが好きだったのでいろいろ教えてもらいました。

その後、無事にジョンさんの保護費受給が決まり、本人の希望で名古屋での家探しが始まりました。保護費の住居費は、初期費用の支援がなかったり、共益費が対象外になったりと、困窮しており、言葉の壁もある難民申請者にとって、その条件に見合う住居を探すことは極めて困難です。

そこで、弊団体が間に入り、大家さんと交渉しながら、保護費の支給要件に沿う形で、契約を結ぶことができました。

ジョンさんのケースは比較的スムーズに賃貸契約を結ぶことができましたが、個人の大家さんではなく、管理会社が持っている物件となると、やはり柔軟に対応してもらえません。

- ・保証人がいない代わりに保証会社の契約が必須で、その保証会社の審査が通らない
- ・ネット検索で家賃だけ見て「払える」と思い不動産会社に来たが、初期費用を計算してもらうと想像以上の金額で手が出せない

- ・外国人 NG／外国人は OK だけど、特定のこの背景を持つ人は NG
- ・そもそも予算内で借りられるアパートがない

など、様々な障壁があることが分かりました。

ジョンさんはすぐにでも引っ越すことができましたが、キャミさんの赤ちゃんが生まれるのを見届けたいという理由から1か月ほど滞在期間を延ばしました。



ジョンが最初に来たときは、あまりしゃべらなかつたし敬語でした。少しずつ、敬語ではなく友人のように話してくれるようになりました。普段から自分の感情をあまり表に出さない人でしたが、ある日、洗い場のところで、「赤ちゃんが生まれるまで一緒に過ごしたい」と言われて、自分たちと同じようにジョンも私たちのことを大事に思ってくれていることが分かって、とても嬉しかったです。

最初弊団体に来たときのジョンさんの表情は暗かったですが、キャミさんの近くで暮らしていく中で、だんだんと表情が明るくなってきました。キャミさんの家に住まわせてもらったことで、彼の元々持っていた良さが戻ってきたような印象を受けました。

本事業、特に民間シェルターの事例を通して、難民の住まいにおける必要な要素には、①難民に理解のあるホストの存在と②難民に理解のある不動産オーナーの存在の2つがあると思いました。①については、迫害に関する部分はいきなり聞かない、本人の自主性・主体性を尊重する、家族のように接する、弊団体と適切なコミュニケーションが取れるということが挙げられます。②については、RHQの保護費のシステムに沿った柔軟な契約に応じてもらえるかどうかがかギになってきます。

そのため、弊団体の仕事としては、「預けて終わり」ではなく、ホストと難民に寄り添った丁寧な支援が求められます。ただ受け入れ先を増やせば良いわけでも、シェルターにできる箱を確保できれば良いわけでもありません。

もちろん、制度自体の課題はまだあります。しかし、十分な制度ができることだけが、真の解決にはならないはずで、その制度を使うのは人であり、その人が住む場所は地域だからです。そのため、住まいの課題における弊団体の目指す姿は、以下のように、難民に理

解のあるホストやオーナーを増やしていくこと、難民を密にサポートしてくれるボランティアや支援者が増えていくこと、そして難民の生活を支える地域の理解が広がっていくことだと考えます。

住まいの課題におけるDANの目指す姿



3 難民の民間シェルター事例報告会

上記の事例を中心に、本事業で取り組んだ難民の住まいの課題についての報告会を 2023 年 9 月 24 日に名古屋で開催しました。

当日の報告は、以下のリンクよりご覧ください。

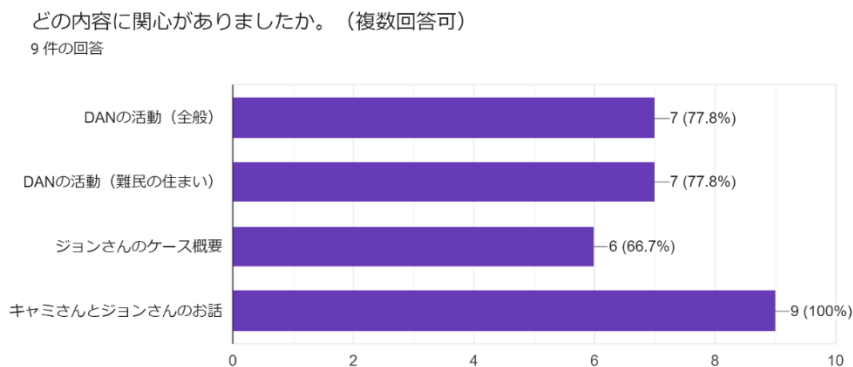
<http://bit.ly/3M87QWg>

報告会には 16 名の方にご参加いただき、事後アンケートには 9 名の回答を得ました。

報告会全体の満足度としては、77.8% (7 名) の方に「とても満足」、22.2% (2 名) の方に「満足」と解答いただきました。「当事者の生の声を聞くことができてよかった」というコメントが複数あったほか、「DAN の全体の活動の中での位置づけを知ることができた」「日本に逃げてきた人が、行くあてがなくホームレスになる場合もあることに驚いた」「こういうサポートの仕方があることを初めて知れた」といったポジティブなお声をいただきました。また、「当事者と支援団体である DAN、双方の考えを聞くことができてよかった」との回答もありました。

「事例報告会の内容はいかがでしたか」との質問には、88.9%（8名）の方が「よく理解できた」、11.1%（1名）の方が「まあまあ理解できた」と解答しました。理由としては、「当事者の発言には説得力や重みがあった」「精神面でのサポートや民間シェルターをおこなううえでの懸念点・注意点を詳しく話してくれたので理解が深まった」「これまでの経緯や課題をよく理解することが出来た」「質疑応答の時間が十分あったのがよかった」とのコメントをいただきました。

「どの内容に関心がありましたか」と複数回答可能な形式で聞いたところ、回答者全員が当事者のお話に関心を持っていました。一方で、DANの活動についても約8割の方が関心を持っていると回答していただいたので、今後も団体の活動を積極的に発信する機会を設けていきたいです。



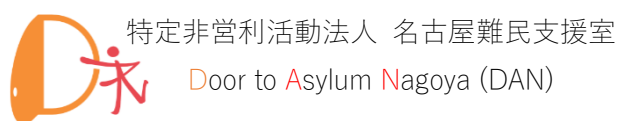
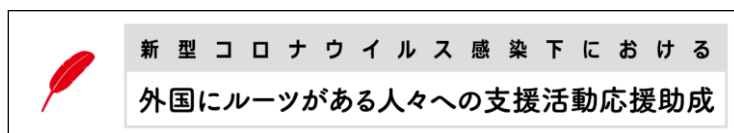
最後の「今後のイベントで取り上げてほしいテーマはありますか」という質問に対しては、「日本では難民に馴染みのない方も多く、いろいろ難しいという話も他の参加者から聞いたので、国際交流センターと共同でイベントをするのはどうか」といった声や、「DANがアフガニスタンからの難民を多く支援していると聞いたので、難民となる背景や、難民申請の法的な部分について知りたい」といったお声をいただきました。後者のコメント等を踏まえ、日本での難民申請手続についてのセミナー等を開催できればと考えています。

このほか、それぞれの自由記述回答欄には、「質疑応答の時間が長くてよかった」「DANの活動内容について説明した後に事例の報告があって理解しやすかった」「案内が丁寧だった」との感想があり、今後開催するイベント等においても、団体の説明を冒頭に入れたり、丁寧な案内を心掛けたりするなど、参加者にとって魅力的なものにできればと考えています。

4 最後に

本助成をいただけたおかげで、難民の住まいの課題に特化した事業を行うことができました。日本で安定した在留資格を得て定住していくためには、難民申請など、法的な支援が必要ですが、日々の生活がままならないと、そこに目を向けることが人間誰しも難しいものです。衣食住の「住」を少しでも充実させることで、難民の方の日々の負担や精神的なストレスを和らげることができたと思います。社会福祉法人 中央共同募金会様をはじめ、ご寄付をいただきました皆様に、この場をお借りして感謝を申し上げます。貴重なご支援をいただき、本当にありがとうございました。

今後も東海地域の難民支援のために、継続して活動してまいります。



〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2-1-30

丸の内オフィスフォーラム 601

TEL : 070-5444-1725 / FAX : 052-308-5073

E-MAIL: info@door-to-asylum.jp

ウェブサイト <https://www.door-to-asylum.jp/>

フェイスブック <https://www.facebook.com/door.to.asylum>

X (旧ツイッター) https://twitter.com/door_to_asylum